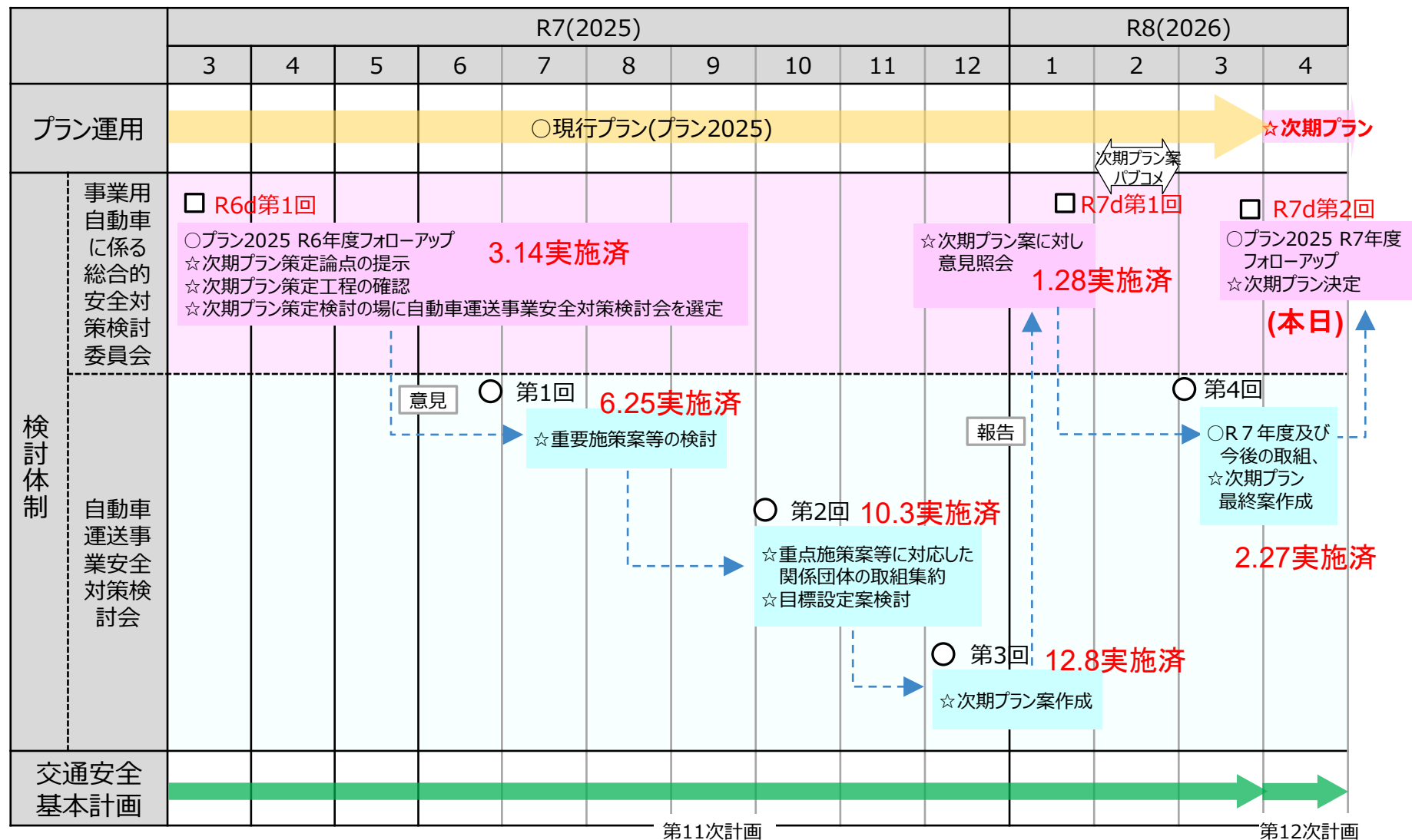


次期「事業用自動車総合安全プラン」について

令和7年度 第2回 「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」



プラン該当項目		内容	対応
I はじめに			
1		事業用自動車の事業者ならびに運転者は人流・物流を担うなくてはならない「エッセンシャルワーカー」であって、日夜を問わない彼らの働きによって、国内の経済と生活、産業が成り立っていることに、政府ならびに我々国民は、もっとリスペクトを払うべきであり、その旨追記して欲しい	「事業用自動車については、交通・物流を担う不可欠な「エッセンシャルワーカー」によって運行され、我が国の生活・経済活動等を支える重要な役割を担っている。」の文言を追加しました。(P1)
II 事故削減目標の設定			
2	個別目標について	軽貨物について、出会い頭衝突事故も多いので目標に追加してはどうか？	本プランにおいては、まずは事故類型で最多である追突事故件数を個別目標と設定させていただき、出会い頭衝突事故の発生状況等を踏まえ、今後のプランのフォローアップにおいて議論を続けてまいりたい。
III 目標設定のための当面講ずべき施策			
3	1. ②利用者の行動変容について	バス車内事故の発生防止のために、定時運行への焦りや、高齢者が予定通り運行するために気をつかって急ぐことも影響していると思慮される。定時運行も重要だが車内事故防止のための理解、周知を訴えかける必要がある。	「このような事故を削減していくためには、運転者の意識改革もさることながら、公共交通機関利用時における利用者側の意識改革・行動変容を促していく必要がある。」を記載(P6)
4		自転車や電動キックボード、モペットの利用者に対する周知も重要である。	「さらに、他の自動車・自転車利用者の運転行動に加え、電動キックボード等の新たなモビリティの普及も進んでおり、交通環境を構成する主体は一層多様化している。これら多様な主体の意識や行動は交通安全に大きな影響を及ぼすため、関係者に対して広く意識改革と行動変容を促していく取組が必要となる。」を記載(P6)

プラン該当項目		内容	対応
Ⅲ 目標設定のための当面講ずべき施策			
5	1. ②利用者の行動変容について	カスハラについても記載を追加してほしい。	「近年は自動車運送事業の担い手確保等の観点からカスタマーハラスメントへの対策が重要性を増していることから、これまでもバス・タクシーの運転者等が安心して働くための環境を整備するため、氏名・写真等の掲示を廃止するといった制度改正や、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の取組等を行ってきたところである。引き続き、このような取組を着実に実施していくことに加え、利用者側への行動変容を促していくことが求められる。」の文言を追記しました。(P6)
6	2. ①悪質違反・重大事故の再発防止のための啓発	飲酒運転がなぜ根絶できないかということを変更して検討してほしい。	「点呼時の適切なアルコールチェックの徹底に加え、飲酒運転の背景にあるアルコール依存症等への対策も講じていく必要がある。」を記載。(P6)
7	②貨物軽自動車運送事業者に対する安全対策の確実な履行	軽貨物についてどのように組織的に安全対策、指導を進めていくか考えてほしい。	「このような背景も踏まえ、個人事業主も多く存在する貨物軽自動車運送事業者に対して、貨物軽自動車運送事業適正化協議会を通じて官民が連携して継続的な制度周知を行う等、貨物軽自動車安全管理者の選任義務・講習受講・適性診断受診・業務記録作成等安全に対する規制の実行性についても確保していく必要がある。」を記載(P7)

プラン該当項目		内容	対応
Ⅲ 目標設定のための当面講ずべき施策			
8	3. ②自動車の先進安全技術の更なる性能向上・普及促進	先進安全技術の普及促進の中で、機能を維持する整備が重要になるのではないかと。また、システムの正しい使い方の周知も重要になってくる。	「事業用自動車における先進安全技術の性能向上・普及及び自動車ユーザーに対する正しい使用方法の周知を一層促進すべきである。」(P8) 「これらの先進技術を搭載した事業用自動車に適切に対応できる整備環境を整えていくことも重要である。」(P9)を追記しました。
9	③自動運転車を用いた自動車運送事業における安全対策の検討・推進	自動運転車が交通事故の削減に大きく貢献するとは限らないので修正いただきたい。	「交通事故の削減に大きく貢献する可能性のある自動運転車の普及」を「交通事故の削減に大きく貢献することが期待される自動運転車の普及」に修正しました。(P9)
10	4. ③経験が未熟な運転者への安全対策の徹底	ECが年末になると需要の高まるビジネスであるということを6～8ページのあたりに書いていただきたい。	「貨物軽自動車運送事業に関しても年末年始等の繁忙期において輸送需要が増加するが、その時期に合わせ、未経験者等、経験が未熟な運転者が多く参入する可能性もある。」を追記しました。(P11)
Ⅴ 本プランのフォローアップ			
11		次期プランは中小事業者を含めて、すべての事業用自動車の事業者と運転者に届けることが目標達成のポイントと考えているため、その旨追記して欲しい。	「取組状況や効果等については、中小事業者を含む全ての自動車運送事業の従事者に対し、施策の内容と意義が確実に伝わるよう、周知の徹底を図るとともに、地方公共団体等を通じた広報活動を通じて交通利用者への周知を行う」を追記し、周知方法について検討を進めて参ります。(P15)

- 事業用自動車による事故を削減するため、関係者（行政・事業者・利用者）が講ずべき施策を明確化・可視化。
- 策定にあたっては、**より深刻化する自動車運送事業の人手不足等**、事業環境の変化を考慮

ポイント

- **運転者の高齢化等に伴う人手不足**への対応として、**健康に起因する事故対策・経験が未熟な運転者への安全対策**等を推進。
また、**運行管理の高度化を更に推進**し、従前と同等以上の安全性を確保しながら効率的な輸送を実現
- 近年増加している**軽貨物の事故削減**に向け、**新たに軽貨物の目標をトラック(軽除く)と分けて設定**
- 施策効果を適切に評価できるよう、外部要因による事故件数等の変動影響を抑えた**総走行距離あたりの目標指標**も併記

【重点施策】

1. 自動車運送に係る全ての者における行動変容の推進

- ・運行管理者・運転者等の行動変容
- ・利用者等の行動変容 等

2. 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

- ・悪質違反・重大事故の再発防止のための啓発
- ・監査体制等の強化 ・貨物軽事業者に対する安全対策の強化 等

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

- ・運行中も含めた運行管理の高度化
- ・先進安全技術の更なる性能向上・普及促進
- ・自動運転車両等の普及促進 等

4. 少子高齢社会における事故の防止対策の推進

- ・健康起因事故対策の推進
- ・経験が未熟な運転者への安全対策の徹底 等

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と安全体質の継続的強化

- ・各業態、各地域の特徴に応じた事故分析・対策の検討
- ・貨物軽事業の事故の実態把握 等

6. 道路交通環境の改善

- ・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分화를推進する 等

【事故削減目標】

<全体目標>

- ① 24時間**死者数225人以下**(0.31人/億km以下)
バス、タクシーの**乗客死者数ゼロ**
- ② **重傷者数1,740人以下**(2.39人/億km以下)
- ③ **人身事故件数16,500件以下**(22.68件/億km以下)
- ④ **飲酒運転ゼロ**

<各業態の個別目標>

- | | |
|-------------|--|
| 【乗合バス】 | 車内事故件数85件以下 (3.23件/億km以下) |
| 【貸切バス】 | 乗客負傷事故件数20件以下 (2.16件/億km以下) |
| 【タクシー】 | 出会い頭衝突事故件数950件以下 (17.21件/億km以下) |
| 【トラック(軽除く)】 | 追突事故件数2,380件以下 (4.12件/億km以下) |
| 【軽貨物】 | 追突事故件数970件以下 (16.52件/億km以下) |

次期プランの進め方について

- 次期プランにおいてもプラン2025同様にPDCAの枠組みで進めて行く
- 「目標達成のための方向性について」(重点施策)の中から、各業界において特に優先的に取り組む項目を決め、毎年、目標値の達成状況等のフォローアップを行うとともに、必要に応じ計画の具体策の追加、修正等を随時行っていくこととする

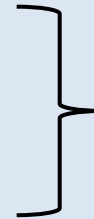
【次期プランの構成案】 ※赤字部分が今回新規又はプラン2025からの変更箇所(事務局案)

事故削減目標の設定(Plan)

- ・24時間死者数等の全体目標に加え、乗合バスの車内事故件数、**軽貨物の追突事故件数**等各業態の個別目標をそれぞれ設定

目標達成のための方向性について(Do)

1. 自動車運送に係る全ての者における行動変容の推進
2. 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶
3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進
4. 少子超高齢社会における事故の防止対策の推進
5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と安全体質の継続的強化
6. 道路交通環境の改善



各業界において
特に優先的に取り組む項目を設定



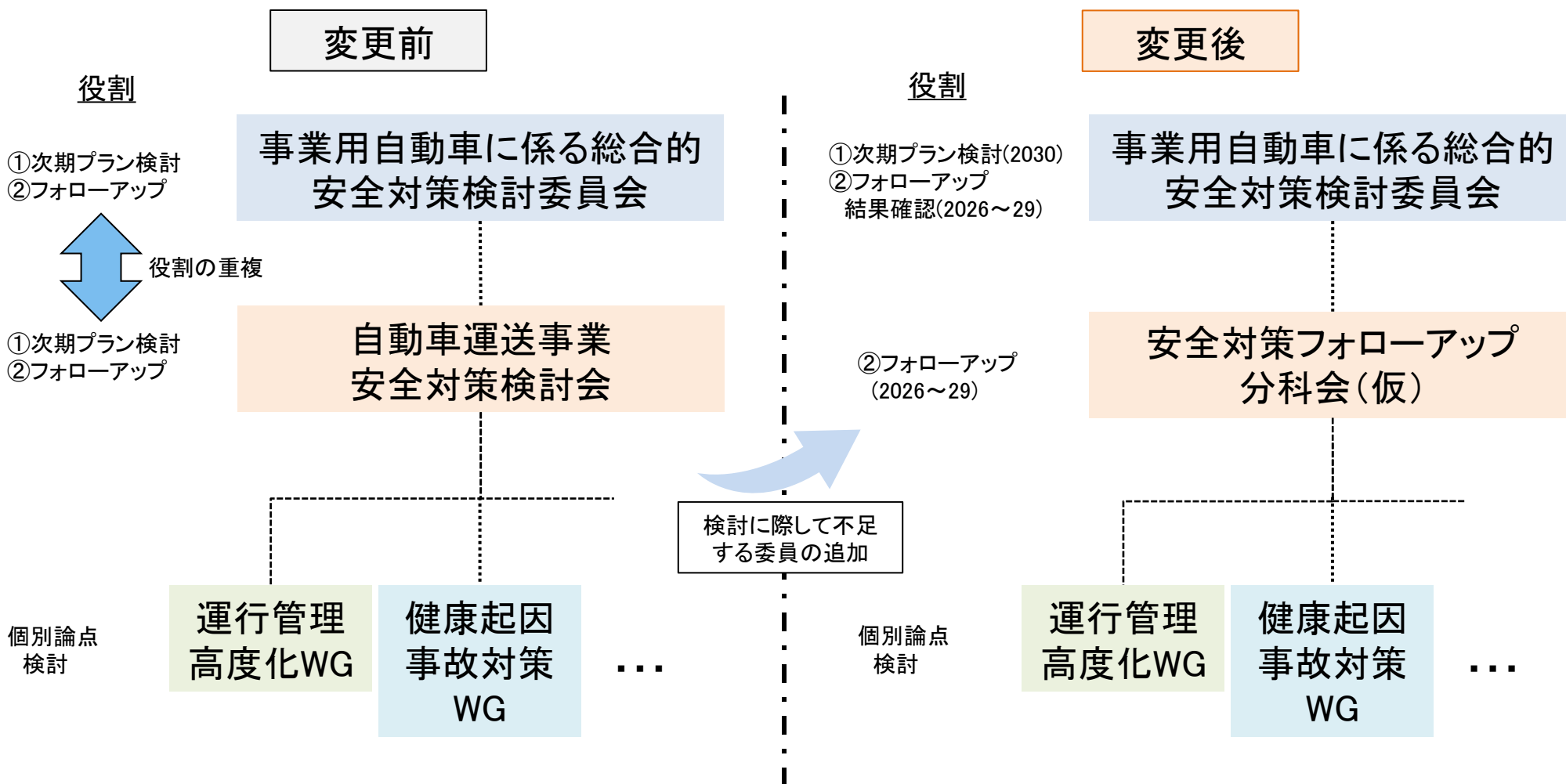
本プランのフォローアップ(Check,Act)

- ・ 毎年、施策の進捗状況、目標・**特に優先的に取り組む施策の進捗等**についてより詳細に確認し、必要に応じ、**特に優先的に取り組む項目の変更、取組の改善・新たな取組**についても議論

行政と関係者で取組連携を図りながら事故削減に効果的な対策を推進し、目標達成に向けて取り組んでいく

次期プランのフォローアップの進め方(案)について

- 事業用自動車総合安全プランは、「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会(親委員会)」及び「自動車運送事業安全対策検討会(子委員会)」による検討体制としていたところ。
- 他方、両委員会での役割分担等が明確ではなかったこと等もあり、プラン2030のフォローアップや、次期プラン策定に向けた円滑な議論体制の再構築が必要。
- 両委員会の関係性等を明確化し、以下の体制とすることを検討。



フォローアップのスケジュール(案)

